

# 購買事業取引約款

令和2年11月1日制定

## (目的)

第1条 この約款は、直鞍農業協同組合（以下、当組合という）が行う購買事業の取引条件を定めることを目的とする。

## (取引内容)

第2条 この約款は、当組合が次の購買品を取り扱う。

- (1) 農業関連  
肥料・農薬・飼料・農業機械・生産資材・販売資材
- (2) 生活関連  
食品・日用品・保健雑貨
- (3) その他農業生活関連  
燃料・LPG

## (代金回収の方法)

第3条 代金回収は、次の方法による。

- (1) 現金及びクレジットカードによる回収
- (2) 貯金口座引落としによる回収
- (3) 口座振込による回収

## (代金の決済日)

第4条 第3条(2)及び(3)の決済日は、別表第1「購買未収金決済日一覧表」及び別表第2「予約未収金決済日一覧表」のとおりとする。

## (荷渡場所)

第5条 供給した購買品の荷渡場所は、原則として次のとおりとする。

- (1) 予約購買 予約責任者が指示する場所で一括引渡し又は庭先
- (2) 店舗購買 店頭
- (3) 配置購買 配置責任者が指示する場所で一括引渡し又は庭先
- (4) 即売会 即売会場又は庭先
- (5) その他 指示する場所

2 取付、組立、その他サービスを要するものについては、庭先渡とする。ただし、特約のあるものについては、この限りでない。

## (未収金利息)

第6条 購買未収金の決済日において未決済となった場合は、決済日から60日間の猶予期間を設け、それ以降入金までに年4.4%の損害金を徴する。

(約款の変更)

第7条 当組合は以下の場合、当組合の裁量により、この約款を変更することができる。

- 1 この約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
  - 2 この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の事業に照らして合理的なものであるとき
- ② 当組合は前項によるこの約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款内容とその効力発生日を当組合ホームページ（URL：<http://www.ja-chokuan.or.jp/>）に掲示し、又は契約者に郵送・電子メール等で通知する。
- ③ この約款の変更が、契約者の不利益となる場合は、契約者の同意を得ることとする。  
ただし、不利益の程度が軽微な変更については、変更後の約款の効力発生日以降に契約者が事業を利用したことをもって、契約者が約款の変更に同意したものとみなす。

[別表第1]

購買未収金決済日一覧表

管理コード	管 理 名	締 日	決 済 日
01	一 般 未 収 金	月 末	翌月22日 再振 翌々月7日
03	予 約 未 収 金	別表第2	収穫時期の22日 再振 翌々月7日
04	L P G 未 収 金	月 末	翌月25日 再振 翌々月10日
05	給 油 未 収 金	月 末	翌月20日 再振 翌々月10日
06	農 機 未 収 金	月 末	翌月22日 再振 翌々月7日
08	育苗委託未収金	月 末	翌月22日 再振 翌々月7日

## 予約未収金決済日一覧表

## 作物別

管 理 名	締 日	決 済 日
水稲部会 (水稲関連資材)	注文書作成時決定	毎年10月22日
麦作部会	注文書作成時決定	毎年 8 月22日
大豆部会	注文書作成時決定	毎年 3 月22日
イチゴ部会 (肥料)	注文書作成時決定	毎年 3 月22日
イチゴ部会 (資材等)	注文書作成時決定	毎年 5 月22日
なす部会	注文書作成時決定	毎年 9 月22日
ブロッコリ部会	注文書作成時決定	毎年10月22日
キャベツ部会	注文書作成時決定	毎年 9 月22日
春菊部会	注文書作成時決定	毎年 1 月22日
アスパラガス部会	注文書作成時決定	毎年11月22日
キュウリ部会	注文書作成時決定	毎年 9 月22日
若宮菜々クラブ(菜花)	注文書作成時決定	毎年 2 月22日
ブドウ部会	注文書作成時決定	毎年 9 月22日
いちじく部会	注文書作成時決定	毎年10月22日
直方トルコ共販部会	注文書作成時決定	毎年12月22日
直方花卉部会	注文書作成時決定	毎年 8 月22日
ナシ部会	注文書作成時決定	毎年 9 月22日
竹の子部会	注文書作成時決定	毎年 8 月22日
しめ飾り部会	注文書作成時決定	毎年 2 月22日
菜花部会	注文書作成時決定	毎年 2 月22日
水稲育苗	注文書作成時決定	毎年10月22日